

総務省 規制の事前評価書

(有料放送管理業務の制度化)

所管部局等名：情報通信政策局放送政策課

電話：03-5253-5941

評価年月日：平成20年1月15日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の新設の必要性（現状及び問題点）

平成8年に開始されたCSデジタル放送は、放送番組の編集について責任を持つCS放送事業者と、放送衛星局の管理・運営を行う受託放送事業者及び電気通信業務用人工衛星局の管理・運営を行う電気通信事業者（以下併せて「衛星事業者」という。）によって実施されているが、CSデジタル放送の分野においては、このようなCS放送事業者と衛星事業者のみならず、いわゆるプラットフォーム事業者が事業の展開・普及に大きな役割を担っている。

いわゆるプラットフォーム事業者は、課金・認証といった顧客管理、放送番組送出、番組情報提供（EPG等）などの放送関連サービスの他、CS放送事業者の代理人としての視聴者との契約事務や視聴者からの苦情や問い合わせへの対応を行っており、新たに参入するCS放送事業者にとって、初期費用及びランニングコスト（放送サービス送出等の設備設置やカスタマー対応等）の軽減等のメリットがある。また、視聴者との関係においても、プラットフォーム事業者は、視聴契約や各種問い合わせ、苦情の窓口になる等CS放送の円滑なサービス提供に大きく貢献しており、CSデジタル放送の分野において、プラットフォーム事業者は大きな影響力を持つに至っている。

このように、プラットフォーム事業者は、視聴者にとっても、CS放送事業者にとっても大きな役割を果たしており、その円滑な業務運営がCS放送の発展や視聴者利益の確保の上で欠かせないものとなっている。

こうした認識のもと、「衛星放送の在り方に関する検討会最終取りまとめ」（平成14年12月）において、「CS放送事業者への一層適正な業務の提供」と「視聴者利益の確保に一層資する業務の実施」の確保の観点から、CSデジタル放送の普及発展のためプラットフォーム事業者事業者において業務に係るガイドラインを自主的に策定し、公表することが提言され、これを受け、プラットフォーム事業者は「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」を策定し、公表している。

一方で、「自主ガイドライン」のもとでも、視聴者との関係では、プラットフォーム事業者の位置付けが明確でなく、視聴者にその仕組みが分かり難いことや、プラットフォーム事業者は放送事業者でないため、受け付けた視聴者の苦情やニーズ等に必ずしも的確に対応し得ないといった課題が指摘されているところ。

(2) 規制の新設の目的及び内容

そこで、上記の課題に適切に対応するとともに、有料放送の健全な発達を図るため、いわゆるプラットフォーム事業者の位置付けを明確にし、客観的に規律する仕組みを設け、受信者保

護を図ることとした。具体的には、有料放送の役務の提供に係る契約の締結の媒介、取次又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務（いわゆるC A S業務）を、一定数以上の有料放送事業者のために行う者を有料放送管理事業者として制度化し、当該事業者に対してその業務の適切かつ確実な運営に係る義務を課すこととする。また、有料の電気通信役務利用放送の分野においても同様に有料放送管理業務が行われていることから、同法において今般導入する放送法の規定を準用し、電気通信役務利用放送の分野においても同様の規律を課すこととしている。新設する規制（関連する規定を含む。）は、以下のとおり。

○法律事項（放送法及び電気通信役務利用放送法）

- ① 有料放送管理業務の届出
- ② 地位の承継の届出
- ③ 業務の廃止の届出
- ④ 有料放送の実施に係る適正運営確保措置義務
- ⑤ 業務改善命令
- ⑥ 資料提出義務

○政令事項（放送法施行令及び電気通信役務利用放送法施行令）

- ・ 法律事項⑥に係る資料提出を行う事項を定める（有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置に関する事項）

○省令事項（放送法施行規則及び電気通信役務利用放送法施行規則）

- ① 法律事項①に係る届出義務の範囲、届出書の記載事項及び様式並びに記載事項等の変更届出書等の様式等
- ② 法律事項④に係る措置の内容（業務の実施方針の策定・公表等）

2 規制の費用

有料放送管理事業者として届出の義務を負う者の遵守コストとして、各種届出や業務の実施方針の策定・公表等の導入に伴う事務的負担が生ずるものの、規制の導入に伴っての新たな金銭的負担は発生しない。

3 規制の便益

今回の有料放送管理業務の制度化においては、法律において、受信者保護のため、その業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置義務を課し、その措置義務の内容を省令において、①有料放送の役務の提供に係る契約の相手方や提供条件等の内容を明らかにする措置、②受信者（視聴者）の苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理する措置、③その他業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置を講ずることに加え、④①から③の措置を含む業務の実施方針（ガイドライン）の策定・公表を義務づけることとした。

これにより、有料放送管理事業者の業務の適正かつ確実な運営が確保され、1（1）に述べたような課題の解決に資する効果が期待される。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

有料放送管理業務を導入しなかった（現状を維持した）場合、「自主ガイドライン」における適正確保の取組はなされるものの、CSデジタル放送のサービスが高度化、複雑化する中で、大きな影響力を有するプラットフォーム事業者に係る客観的な規律がないため、有料放送管理事業者の適切な業務運営が客観的に担保されず、受信者（視聴者）利益の保護が十分に確保できないおそれがある。

有料放送管理業務の制度化は、有料放送管理事業者に業務の適正を確保する措置を定め、これを公表する等の措置を講ずるための事務的負担を発生させるものの、新たな金銭的負担は発生せず、受信者（視聴者）利益の保護といった便益に比して合理的な範囲のコストと考えられることから、本制度の導入は適切であると考えられる。

5 有識者の見解及びその他関連事項

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）において、プラットフォーム事業について、「課題に適切に対応するとともに、CS放送事業者間の公正な競争環境や、潜在的な新規事業者の参入インセンティブを確保し、CS放送の健全な発展を図るため、自主ガイドラインを客観的に担保する仕組みとし、CSプラットフォーム事業を制度上位置付け、所要の規律を課すことが考えられる」とされ、「衛星放送の将来像に関する研究会報告書」（平成18年10月19日）において、「優越的な地位にあるプラットフォーム事業者については、その業務の公正性、中立性、透明性等を確保するための措置を講ずることが必要であると考えられる」とされ、また、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）において、「プラットフォーム事業者の制度上の位置づけを明確化すること等を検討すべきである」とされている。

本評価書については、当該報告書等の内容を反映したものとなっている。

6 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後5年を経過した場合において、有料放送管理業務に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。